

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(発注者) 武蔵村山市長 殿

## (甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事請負  
契約書の  
使用印

## (乙) 債権譲受人

所在地

名称

代表者職氏名

印

(担当者) 所属

職・氏名

電話

債権譲渡人（以下「甲」という。）は、武蔵村山市（以下「市」という。）との間で締結された下記工事請負契約（以下「請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人（以下「乙」という。）に、甲と乙との間で締結された 年 月 日付信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払いにつきましては、後日通知する振込口座にお振込くださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の請負者の債務は、甲に留保されていることを申し添えます。

## 記

## 1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第32条第1項に基づく工事代金債権であって、その範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第51条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約締結日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)の請負代金額は変更契約後の金額とします。この場合は、甲及び乙は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

2 甲は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

- 3 甲及び乙は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 甲の下請企業等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、市には一切御迷惑をおかけいたしません。
- 5 甲及び乙は、本債権譲渡が、甲の当該工事の施工に必要な資金の調達又は甲の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、市が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 甲乙間の取引に関し必要な既済部分の確認は、甲及び乙が責任を持って厳正に行います。
- 7 甲及び乙は、工事請負契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、甲は工事請負契約書の条項等を遵守します。

10 本件に関する乙の連絡先及び担当者  
所 属 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

### 債権譲渡承諾書

(甲) 御中  
(乙) 株式会社きらぼし銀行 御中

上記の譲渡対象債権の譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約第5条第1項ただし書の規定により承諾します。  
なお、本承諾により、工事請負契約に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

#### 記

- 1 乙は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 市が支払う請負代金額は発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 市は、債権譲渡後も、甲との協議のみにより、工期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、乙は市に対して異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら甲と乙の間において解決されなければならない。
- 4 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付印欄

武蔵村山市長

